

ふじのくに先端医療総合特区地域活性化方針

平成 23 年 12 月 22 日 内閣総理大臣 決定
平成 28 年 4 月 1 日 一 部 変 更
令和 3 年 3 月 26 日 一 部 変 更

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

革新的ながん診断装置・診断薬の研究開発の拠点化を進め、国際競争力を有する製品を迅速に世界へ供給することにより、がん医療を飛躍的に発展させるとともに、製品を支える医療機器や部品・部材を供給する地域企業による産業クラスターの形成により、地域企業の活性化と雇用創出を目標とする。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

- ① ゲノム医療の早期実現に向けた技術開発及びがんの超早期の診断が可能となる革新的ながん診断装置・診断薬等の開発

今後、さらなるがん患者数の増加が予想され、個別化医療の推進が求められる中、ゲノム医療を早期に社会実装するための技術開発及び既存のがん診断装置・診断薬では対応できなかった超早期の診断が可能となる革新的ながん診断装置・診断薬等の開発が必要である。

これらを迅速に開発するためには、基礎研究から製品化までをシームレスに実施できる仕組みが必要である。

- ② 優れたものづくりの技術力を医療機器開発に活かす仕組みづくり

患者・家族・医師・コメディカルから発せられる医療現場のニーズや課題を、優れたものづくりの技術力を持つ企業に伝え、医療機器の開発や部品・部材の供給に活かす仕組みが必要である。

また、他業種から医療機器産業への参入と、製品の高付加価値化及び海外展開を促進する仕組みが必要である。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

- ① ゲノム医療の早期実現に向けた技術開発及びがんの超早期の診断が可能となる革新的ながん診断装置・診断薬等の開発

- i) 産学官の連携による研究拠点として、静岡がんセンター、エスアールエル・

静岡がんセンター共同検査機構及び静岡県医療健康産業研究開発センターを中心に、これまでに構築した基盤技術や治験体制を活用して、がん診断装置・診断薬等の基礎研究から実用化までの一貫した研究開発を進めていく。さらに、ゲノム技術を活用した個別化医療の実現のため、がんゲノムパネル検査の普及促進等に関する技術開発を推進していく。

- ii) また、研究開発を担う人材として、国内外から医師等の医療資格者や工学系技術者等の高度な専門家を静岡がんセンターに招聘し、国際的な研究開発拠点として整備を図る。
- iii) これらの革新的ながん診断装置・診断薬等の開発に当たっては、山梨県内に立地する企業・研究機関等が保有し、現状、静岡県内で保有が見られない分野における高いものづくりの技術力を活用し、製品開発を加速化させる。

② 優れたものづくりの技術力を医療機器開発に活かす仕組みづくり

- i) 医療分野における専門的な産業支援機関であるファルマバレーセンターが、医療現場や医療機器メーカーのニーズ供給から製品化、人材育成、販路開拓までを一貫してサポートし、地域企業の医療産業分野への新規参入の促進を図る。
- ii) ファルマバレーセンターが、人生 100 年時代に対応した「健康長寿・自立支援プロジェクト」を推進し、地域企業による、優れた福祉・介護機器の開発を支援することにより、クラスター参画企業の拡大を図る。
- iii) 山梨県内に立地する企業・研究機関等が保有し、現状、静岡県内で保有が見られないロボット、半導体、工作機械、金属加工等の分野における高いものづくりの技術力を活用することにより、既存企業の製品の付加価値向上を図るとともに、山梨県内企業等が有するネットワークを活用し、海外を含めた販路拡大を図る。
- iv) また、既存企業の規模拡大及び国内外からの企業立地の促進を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。